

宍道湖水環境改善協議会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、宍道湖水環境改善協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、宍道湖及び流域の総合的な水環境の改善について、共通課題の認識と連携協働した取り組みの推進を図り、もって恵み豊かな宍道湖の再生と流域住民の良好な生活環境を育むことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水質浄化に関すること。
- (2) 生物の生育環境の保全に関すること。
- (3) 親水環境の創出に関すること。
- (4) 水環境改善に必要な資料の収集及び調査研究に関すること。
- (5) 水環境改善意識の普及・啓発に関すること。
- (6) 環境保全活動の推進に関すること。
- (7) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (8) その他協議会の目的達成に必要と認められる事項。

(構成)

第4条 協議会は、次の各号に掲げるもの（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

- (1) 国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所
- (2) 島根県環境生活部
- (3) 松江市
- (4) 出雲市

(組織)

第5条 協議会は、構成団体の長（以下「構成員」という。）をもって組織する。

- 2 協議会に顧問及びオブザーバーを置くことができる。
- 3 協議会にワーキンググループを置くことができる。
 - (1) ワーキンググループには事務局を置き、構成団体の中からこれを選任する。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監 事 2名
- 2 前項の役員は、総会において構成員の互選により定めるものとし、その任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 任期の途中において改選又は異動があった場合の新任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 監事は、会計を監査する。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて、会長がこれを招集する。

2 会長は、構成員からの会議の開催請求があったときは、速やかに会議を招集するものとする。

3 会議には、必要に応じて、関係者及び学識経験者等を出席させ、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第9条 協議会の事務を円滑に処理するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、構成団体の職員をもって組織する。

3 幹事会の運営について必要な事項は、構成団体が協議して、別に定める。

(事務局)

第10条 協議会に事務局を置く。

2 事務局は、会長の属する構成団体に設置する。

(経費)

第11条 協議会の運営に必要な経費は、構成団体の負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 協議会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

(事業計画)

第13条 事務局は当該年度の実施事業について事業計画を定め、総会において承認を得なければならない。

2 事務局は、事業計画に定めるもの以外の事業を実施しようとするとき、又は総会における委員の承認を得る以前に事業を実施しようとするときは、会長による決裁を受けなければならない。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、構成団体が協議して、別に定める。

附 則

この規約は、平成24年7月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年8月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年7月10日から施行する。